

国立大学法人大阪大学役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）の総長、理事及び監事のうち、大学に常時勤務する者（以下「役員」という。）の退職手当の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が大学を退職した場合に、当該役員又はその遺族に対して法令等の定めるところにより、その者の退職手当から控除すべき額を控除した上で、その残額を現金で支給する。ただし、当該役員の同意を得た場合には、その指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給するものとする。

2 前項の退職手当は、退職の日から起算して1か月以内に、これを支給する。ただし、退職手当の支給を受けるべき者の所在を確認できない等、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(退職手当の不支給等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、退職手当を支給しない。

- (1) 役員が引き続き大学又は他の国立大学法人等の教職員となったとき（当該教職員として退職手当が支給される場合に限る。）
- (2) 役員が引き続き国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員となったとき（人事交流の場合に限る。）
- (3) 役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に該当する場合を除く。）
- (4) 役員の退職後、前号に規定する解任に相当する事実が明らかになったとき。

2 前項第4号に該当する場合であつて、既に退職手当を支給しているときは、その退職手当の全部を大学に返納させるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び役員に任命されたときは、引き続き大学に在職したものとみなし、退職手当は支給しない。役員が、任期満了の日以前において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、役員の退職の日における基本給月額に、在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その者の業務実績に応じこれを増額又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数は、任命の日から起算して暦に従ってこれを計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月として計算するものとする。

(遺族の範囲及び順位等)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第11条の規定を、また当該遺族からの排除については、同規程第12条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、当該条項中「教職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところにより退職手当を計算した結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(規程内容の変更)

第9条 この規程の内容を変更するに当たっては、大学の財務状況等を勘案した上で、これを行うものとする。

(実施細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年9月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年3月27日に施行し、平成25年1月1日から適用する。
(退職手当の額に係る経過措置)
- 2 当分の間、退職手当の額は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項中「在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額」とあるのは、「在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額」と読み替えて、これを適用するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間は「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間は「100分の92」と読み替えて、これを適用するものとする。